



[様式第3号]

資料提供年月日	令和4年9月28日	
問い合わせ先	課名	人権推進課
	電話	直通 803-1070 内線 3926
担当者	職名・氏名	課長 篠原
	職名・氏名	主事 瀧川

広 報 連 絡

1 件 名

県内6市によるパートナーシップ宣誓制度の都市間相互利用開始について

2 趣 旨

岡山市では、すべての人が互いを認め多様性を尊重し、一人ひとりが尊厳を持って自分らしく生きることのできるまちを目指しています。その一環として、性的マイノリティの方を対象とした「岡山市パートナーシップ宣誓制度」を令和2年7月1日に開始しました。

また、宣誓されたお二人が自治体間で異動しても、安心していきいきと生活できるよう支援するため岡山市ではパートナーシップ宣誓制度の都市間相互利用の拡大を行っているところです。県内においてはこれまで岡山市・総社市・備前市の3市での都市間相互利用の協定を結んでいたところですが、令和4年10月1日から真庭市・瀬戸内市・笠岡市の3市を加え6市による都市間相互利用の協定を結びます。

3 都市間相互利用開始日 令和4年10月1日（土）

4 都市間相互利用とは

パートナーシップ宣誓をした市民の方が市外へ転出した場合は、岡山市で交付した受領証及び受領証明カードが使えなくなるため、転出先の自治体で新たに宣誓をする必要があります。このことは、宣誓された方にとって、手続きの負担だけでなく精神的な負担を伴うことが想定されます。

そこで、パートナーシップ宣誓制度を実施している自治体間で協定を締結し、宣誓者が転出時に継続使用を届け出ることによって、転出先で新たに宣誓を行うことなく宣誓が継続し、交付済みの受領証等を継続して使用できるようになります。このことにより、本制度利用者の負担を軽減し、サービスの向上を図ろうとするものです。 (裏面あり)

【参考】 パートナーシップ宣誓制度とは

お互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した一方または双方が性的マイノリティであるお二人（同居していなくても対象となります。）がパートナーシップ関係であることを宣誓し、市は「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証明カード」を交付します。

この制度は法律上の効果（婚姻や財産の相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、宣誓されたお二人のパートナーとしての想いを尊重し、市として受け止めるものです。制度の導入により、性の多様性の理解を広め、性的マイノリティの人々の生きづらさを軽減し、誰もが自分らしく生きることができる社会となることが期待できます。